

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法 (普通財産の管理及び処分) 第二百三十八条の五 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。 ・ 不動産登記法 (当事者の申請又は嘱託による登記) 第十六条 登記は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。(略) ・ 茅ヶ崎市市有財産規則 (趣旨) 第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、市有財産の取得、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。(略) 第6章 処分 (売払い等の申請) 第42条 普通財産の売払い、交換又は譲与(以下「売払い等」という。)を受けようとする者は、一般競争入札の方法による時又はその他市長が特別の理由があると認めるときを除き、茅ヶ崎市普通財産買受等申請書(第8号様式)に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。(略) (諮問) 第43条 市長は、普通財産(不動産に限る。)の売払い又は交換をするときは、あらかじめ茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成10年茅ヶ崎市条例第44号)に基づき設置された茅ヶ崎市不動産評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。(略) ・ 茅ヶ崎市附属機関設置条例 別表 茅ヶ崎市不動産評価委員会：茅ヶ崎市の財産のうち不動産を処分する場合における当該価格につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。 ・ 茅ヶ崎市不動産評価委員会規則 (所掌事項) 第2条 委員会は、茅ヶ崎市の財産のうち不動産を処分する場合における当該価格につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・ 地方自治法 (行政財産の管理及び処分) 第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。</p> <p>2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。(略)</p> <p>7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。(略)</p> <p>(普通財産の管理及び処分) 第二百三十八条の五 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。</p>
	<p>・ 茅ヶ崎市市有財産規則 (使用許可の範囲)</p> <p>第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる。(略)</p> <p>(貸付け等)</p> <p>第32条の2 行政財産を貸し付け、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定する場合には、次章(次条を除く。)の規定を準用する。</p> <p>第5章 普通財産 (管理の原則)</p> <p>第33条 普通財産は、常に良好な状態において維持保存し、経済的価値を発揮するよう最も効率的に運用しなければならない。</p> <p>(貸付期間)</p> <p>第34条 普通財産の貸付けの期間は、次に掲げる期間を超えることができない。</p> <p>(1) 建物の所有を目的とする土地を貸し付けるとき。 30年</p> <p>(2) 前号以外の目的で土地を貸し付けるとき。 3年</p> <p>(3) 建物を貸し付けるとき。 3年</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、普通財産を貸し付けるとき。 1年</p> <p>(5) 借地借家法(平成3年法律第90号)第22条若しくは第23条第1項の規定により土地を貸し付けるとき又は同法第38条第1項の規定により建物を貸し付けるとき 市長が別に定める期間</p> <p>2 前項各号(第5号を除く。)の貸付期間は、更新することができる。この場合において、更新のときから同項の期間を超えることができない。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国憲法第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国または公共団体に、その賠償を求めることができる。 ・ 国家賠償法第1条 国または公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意または過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国または公共団体が、これを賠償する責に任ずる。 ②前項の場合において、公務員に故意または重大な過失あつたときは、国または公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。 ・ 民法第709条（不法行為による損害賠償） 故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 ・ 民法第715条（使用者等の責任） ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。 2 使用者に代わつて事業を監督する者も、前項の責任を負う。 3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。 ・ 民法第717条（土地の工作物等の占有者および所有者の責任） 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、施入者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。 2 略 3 略 ・ 地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止） 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 2～11 略

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ 地方自治法 (普通財産の管理及び処分) 第二百三十八条の五 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。 2 普通財産である土地(その土地の定着物を含む。)は、当該普通地方公共団体を受益者として政令で定める信託の目的により、これを信託することができる。 (略) (財政状況の公表等) 第二百四十三条の三 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。 2 普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。 3 普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の信託について、信託契約に定める計算期ごとに、当該信託に係る事務の処理状況を説明する政令で定める書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。</p> <p>・ 地方自治法施行令 (普通財産の信託) 第六十九条の六 地方自治法第二百三十八条の五第二項に規定する政令で定める信託の目的は、次に掲げるものとする。 一 信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地(その土地の定着物を含む。以下この項において同じ。)の管理又は処分を行うこと。 二 前号に掲げる信託の目的により信託された土地の信託の期間の終了後に、当該土地の管理又は処分を行うこと。 三 信託された土地の処分を行うこと。 (略) (法人の経営状況等を説明する書類) 第七十三条の二 地方自治法第二百四十三条の三第二項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。 2 地方自治法第二百四十三条の三第三項に規定する政令で定める書類は、信託契約で定める計算期ごとの事業の計画及び実績に関する書類とする。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・茅ヶ崎市物品会計規則 (物品の返納)</p> <p>第29条 物品の使用者は、使用している物品が不要となり、又は損傷して使用に耐えなくなったときは、直ちに出納員に返納しなければならない。</p> <p>2 出納員は、前項の規定により返納を受けたときは、返納を受けた物品を調査し、使用する見込みがないもの及び損傷して使用に耐えないものは物品返納書により会計管理者に返納しなければならない。</p> <p>3 会計管理者は、前項の規定により返納を受けたときは、返納を受けた物品を調査し、転活用することができるものは他に転活用し、又は転活用し、若しくは使用することができないものは売却その他必要な手続を財務部資産経営課長（以下「資産経営課長」という。）に請求しなければならない。</p> <p>(不用品の処分)</p> <p>第30条 資産経営課長は、前条第3項の規定により請求を受けたときはその物品の売却処分の手続をとらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは廃棄処分することができる。</p> <p>(1) 売却価格がその費用をつぐなえないもの</p> <p>(2) 買受人がないもの</p> <p>(3) 前各号のほか売却を不適當と認めるもの</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・茅ヶ崎市市有財産規則 (取得の事務) 第3条 市有財産の取得(不動産の寄附の採納を除く。以下同じ。)の事務は、経営総務部資産経営課長(以下「資産経営課長」という。)が行う。</p> <p>・地価公示法 (公示に係る事項を記載した書面等の送付及び閲覧) 第7条 土地鑑定委員会は、前条の規定による公示をしたときは、速やかに、関係市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区又は総合区。次項において同じ。)の長に対して、公示した事項のうち当該市町村が属する都道府県に存する標準地に係る部分を記載した書面及び当該標準地の所在を表示する図面を送付しなければならない。</p> <p>2 関係市町村の長は、政令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において一般の閲覧に供しなければならない。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>■地方自治法（昭和22年法律第67号） （地方債） 第230条 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。 2（略） （一時借入金） 第235条の3 普通地方公共団体の長は、歳出予算内の支出をするため、一時借入金を借り入れることができる。 2（略） 3（略）</p> <p>■地方財政法（昭和23年法律第109号） （地方債の制限） 第5条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合 二 出資金及び貸付金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。） 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合 （地方債の償還年限） 第5条の2 前条第5号の規定により起こす同号の建設事業費に係る地方債の償還年限は、当該地方債を財源として建設した公共施設又は公用施設の耐用年数を超えないようにしなければならない。当該地方債を借り換える場合においても、同様とする。 （地方債の協議等） 第5条の3 地方公共団体は、地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。 2（略）</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言（公共施設等総合管理計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月22日 総財務第74号「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について」 総財務第75号「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」 ・平成30年2月27日 総財務第28号「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」 ・令和3年1月26日 総財務第6号「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」 ・令和4年4月1日 総財務第43号「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」 <p>【個別計画等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年4月改訂「公共施設長寿命化指針」 ・平成22年7月策定「茅ヶ崎市公共建築物中長期保全計画」 ・平成28年3月策定「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画」 ・平成29年12月策定「茅ヶ崎市教育施設再整備基本方針」 ・平成30年4月改訂「公共施設整備・再編計画（改訂版）」 ・令和2年9月策定「茅ヶ崎市市有財産利活用基本方針」 ・令和4年3月策定「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画（改訂版）」 ・令和5年3月策定「茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画」 ・令和6年3月策定「茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画」 ・令和6年3月策定「茅ヶ崎市公共施設等個別施設計画」

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	茅ヶ崎市公共施設再編整備基金条例

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言</p> <ul style="list-style-type: none">・平成26年4月22日 総財務第74号「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」 総財務第75号「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」・平成30年2月27日 総財務第28号「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」・令和3年1月26日 総財務第6号「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>建築基準法 (報告、検査等)</p> <p>第十二条</p> <p>2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物その他前項の政令で定める建築物に限る。）の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は同項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。</p> <p>4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の昇降機及び国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物その他第一項の政令で定める建築物に限る。）の昇降機以外の建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は前項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。</p>

法的 実施根拠	あり
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>建築基準法 第十二条 4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の昇降機及び国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物その他第一項の政令で定める建築物に限る。）の昇降機以外の建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は前項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。</p> <p>消防法 第十七条の三の三 第十七条第一項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等(第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・茅ヶ崎市庁舎管理規則

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・消防法</p> <p>第八条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。</p> <p>・消防法施行令 (防火管理者の責務)</p> <p>第三条の二 防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p> <p>2 防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、当該防火対象物について消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。</p> <p>3 防火管理者は、防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>4 防火管理者は、消防の用に供する設備、消防用水若しくは消火活動上必要な施設の点検及び整備又は火気の使用若しくは取扱いに関する監督を行うときは、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与えなければならない。</p> <p>(防災管理者の責務)</p> <p>第四十八条 防災管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防災管理対象物についての防災管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p> <p>2 防災管理者は、前項の消防計画に基づいて、当該防災管理対象物について避難の訓練の実施その他防災管理上必要な業務を行わなければならない。</p> <p>3 防災管理者は、防災管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防災管理対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>・消防法施行規則 (防火管理に係る消防計画)</p> <p>第三条 防火管理者は、令第三条の二第一項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第一号の二の届出書によりその旨を所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長に届け出なければならない。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。</p> <p>一 令第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物及び同項第二号に掲げる防火対象物（仮使用認定を受けたもの又はその部分に限る。）</p> <p>イ 自衛消防の組織に関すること。</p> <p>ロ 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。</p> <p>ハ 消防用設備等又は法第十七条第三項に規定する特殊消防用設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）の点検及び整備に関すること。</p> <p>ニ 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。</p> <p>ホ 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。</p> <p>ヘ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。</p> <p>ト 防火管理上必要な教育に関すること。</p> <p>チ 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること。</p> <p>リ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。</p> <p>ヌ 防火管理についての消防機関との連絡に関すること。</p> <p>ル 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中的防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関すること。</p> <p>ヲ イからルまでに掲げるもののほか、防火対象物における防火管理に関し必要な事項</p> <p>・茅ヶ崎市役所消防計画</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

事務事業概要書

部名	経営総務部	課かい名	資産経営課
事務事業名	車両管理業務		

事業概要	<p>効率的かつ適正な公用車の維持管理を行います。安全で適切な公用車の運転の啓発を行い、交通事故の防止を図るとともに、公用車の使用や燃料使用量の削減を促し、クリーンエネルギー自動車の購入を進めることで、環境負荷の軽減を図ります。</p> <p>また、自動車運転員による公用車の運転について、交通法規を遵守し、安全運転を徹底いたします。</p> <p>市が所有または管理する庁用車、消防車、及び塵芥車などが起こした事故による損害（住民等第三者の生命もしくは身体を害し、または財物を滅失、き損もしくは汚損した場合について、被保険者である市に法律上の賠償責任が生じたことによって被る損害を含む）について支払われる保険金に係る事務。保険の契約事務、事故報告ほか示談までの事務手続き、発生した事故の所管課との調整などを行います。</p>
------	---

活動名	活動種別	活動時期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 交通事故防止やエコドライブの啓発・推進	周知・職員向け研修	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2 配車業務	事務作業全般・庁内調整	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3 日常点検、法定点検による適切な維持管理	点検・修繕・伝票処理等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4 自動車運転員による運行管理業務	運行管理業務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5 クリーンエネルギー自動車の購入	庁内調整・申請・契約事務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6 公用車の賃貸借契約業務	伝票処理・契約事務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
7 公用車（運行）の民間活用	伝票処理・契約事務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
8 車両広告掲載事業	事務作業全般・申請等受付・伝票処理	■									■	■	■
9 緊急通行車両届出事務	事務作業全般・申請等受付	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
10 公用車貸付事業	事務作業全般・申請等受付	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
11 安全運転管理者会	伝票処理・会議・研修受講	■	■	■							■		
12 車両の買替等の増減に係る庁内調整及び諸手続き	伝票処理・契約事務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
13 保険加入手続き（自賠責・自動車損害共済）	庁内調整・事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
14 事故発生に伴う庁内調整、事故対応及び保険の手続き	庁内調整・申請・契約事務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
15 議会への事故報告	庁内調整・会議		■	■		■	■		■	■		■	■

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市庁用自動車等管理規程 (目的) 第1条 この訓令は、この市が所有する自動車等の安全かつ効率的な運用を図るため、その管理について必要な事項を定めることを目的とする。 第2条～第15条 (略)</p> <p>・茅ヶ崎市車両広告掲載取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、茅ヶ崎市(以下「市」という。)が管理する車両(以下「車両」という。)への広告(以下「車両広告」という。)の掲載について、茅ヶ崎市屋外広告物条例(平成22年茅ヶ崎市条例第45号)その他関係諸法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 第2条～第18条 (略)</p> <p>・茅ヶ崎市公用車貸付規則 (趣旨) 第1条 この規則は、公用車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車であって市が所有するものをいう。以下同じ。)の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第18条 (略)</p> <p>・日本国憲法 第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国または公共団体に、その賠償を求めることができる。 ・国家賠償法 第1条 国または公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意または過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国または公共団体が、これを賠償する責に任ずる。 ②前項の場合において、公務員に故意または重大な過失あつたときは、国または公共団体が、その公務員に対して求償権を有する。 ・民法 (不法行為による損害賠償) 第709条 故意または過失によつて他人の権利または法律上保護される利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。 (使用者等の責任) 第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。又は相当の注意をしても損害が生ずべきであつたときは、この限りでない。 2 使用者に代わつて事業を監督する者も、前項の責任を負う。 3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。</p> <p>・自動車損害賠償保障法 (自動車損害賠償責任) 第3条 自己のために自動車の運行の用に供する者は、その運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車の構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。 (保険会社に対する損害賠償額の請求) 第16条 第三条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払いをなすべきことと請求することができる。 2 (略)</p>
	<p>・道路交通法 (車両等の使用者の義務) 第74条 車両等の使用者は、その者の業務に関し当該車両等を運転させる場合には、当該車両等の運転者及び安全運転管理者、副安全運転管理者その他当該車両等の運行を直接管理する地位にある者に、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する車両等の安全な運転に関する事項を遵守させるように努めなければならない。 2～3 (略)</p> <p>第74条の3 自動車の使用者(道路運送法の規定による自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の規定による貨物軽自動車運送事業を経営する者を除く。以下同じ。))及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者を除く。以下この条において同じ。)は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。 2～4 (略)</p> <p>・道路運送車両法 (使用者の点検及び整備の義務) 第47条 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならない。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・茅ヶ崎市庁舎管理規則・茅ヶ崎市コミュニティホール条例・茅ヶ崎市コミュニティホール条例施行規則